

## ⑧ 入退院支援加算 3 の見直し

### 第 1 基本的な考え方

重症新生児に対する退院支援について、転院搬送された児においても退院支援が必要であることや治療室から小児病棟等を経て退院すること等、新生児の退院支援の実態を踏まえ、入退院支援加算 3 の要件を見直す。

### 第 2 具体的な内容

1. 入退院支援加算 3 の算定対象について、転院搬送された児であって退院困難な要因を有する患者の場合も算定可能とする。

改 定 案	現 行
<p>【入退院支援加算 3】 [算定要件]</p> <p>(8) 入退院支援加算 3 は、当該入院期間中に区分番号「A 3 0 2」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A 3 0 3」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定した退院困難な要因を有する患者（<u>他の保険医療機関において入退院支援加算 3 を算定していない患者を含む</u>）又は他の保険医療機関において入退院支援加算 3 を算定した上で転院した患者について、当該患者又はその家族の同意を得て退院支援計画を策定し、当該計画に基づき退院した場合に算定する。なお、ここでいう退院困難な要因とは、以下のものである。</p> <p>ア～オ（略）</p>	<p>【入退院支援加算 3】 [算定要件]</p> <p>(8) 入退院支援加算 3 は、当該入院期間中に区分番号「A 3 0 2」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A 3 0 3」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定した退院困難な要因を有する患者及び<u>他の保険医療機関において入退院支援加算 3 を算定した上で転院した患者</u>について、当該患者又はその家族の同意を得て退院支援計画を策定し、当該計画に基づき退院した場合に算定する。なお、ここでいう退院困難な要因とは、以下のものである。</p> <p>ア～オ（略）</p>

2. 入退院支援加算3の施設基準で求める入退院支援部門の専任の看護師の経験について、新生児の集中治療だけでなく小児科病棟における経験も含めることとする。

改 定 案	現 行
<p>【入退院支援加算3】 [施設基準] 三十五の六 入退院支援加算の施設基準等 (3) 入退院支援加算3に関する施設基準 □ 当該部門に入退院支援、地域連携及び新生児の集中治療等に係る業務に関する十分な経験を有し、小児患者の在宅移行に関する研修を受けた専任の看護師が一名以上又は新生児の集中治療、入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専従の社会福祉士が一名以上配置されていること。</p> <p>第 26の5 入退院支援加算 3 入退院支援加算3に関する施設基準 (2) 当該入退院支援部門に入退院支援、5年以上の新生児集中治療及び小児の患者に対する看護に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師（<u>3年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有するものに限る。</u>）又は入退院支援、5年以上の新生児集中治療及び小児の患者に対する看護に係る業務の経験有する専任の看護師（<u>3年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有するものに限</u></p>	<p>【入退院支援加算3】 [施設基準] 三十五の六 入退院支援加算の施設基準等 (3) 入退院支援加算3に関する施設基準 □ 当該部門に新生児の集中治療、入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有し、小児患者の在宅移行に関する研修を受けた専任の看護師が一名以上又は新生児の集中治療、入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専従の社会福祉士が一名以上配置されていること。</p> <p>第 26の5 入退院支援加算 3 入退院支援加算3に関する施設基準 (2) 当該入退院支援部門に入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師又は入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専任の看護師及び専従の社会福祉士が配置されていること。なお、当該専従の社会福祉士は、週30時間以上入退院支援に係る業務に従事していること。また、当該専従の社会福祉士については、週3日以上</p>

る。)及び専従の社会福祉士が配置されていること。なお、当該専従の社会福祉士は、週 30 時間以上入退院支援に係る業務に従事していること。また、当該専従の社会福祉士については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専従の非常勤社会福祉士を 2 名以上組み合わせることにより、常勤社会福祉士と同じ時間帯にこれらの非常勤社会福祉士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専従の非常勤社会福祉士を 2 名以上組み合わせることにより、常勤社会福祉士と同じ時間帯にこれらの非常勤社会福祉士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。